

和光市公園利活用のための検討業務委託

特記仕様書

1 委託する業務の名称

和光市公園利活用のための検討業務委託

2 業務の目的

本業務は、市内公園の現状、市民意向、関係者意見等を整理・分析し、公園の利活用を活性化させるとともに、令和9年度以降の実証的取組につながる公園利活用方策を検討するための業務である。

本市の公園は、日常的な憩いの場、子どもの遊び場、健康づくり、地域交流、防災、景観形成等の多様な役割を有する地域資源であり、地域の実情に応じて、より効果的に活用していくことが求められている。

検討に当たっては、対象公園の基礎情報、地域特性、利用状況、市民意向、関係団体等の意見及び他自治体等の事例を踏まえ、対象公園ごとの役割、利活用の可能性等を整理するものとする。

また、行政による維持管理の視点だけでなく、市民、地域団体、事業者等の多様な主体が公園に関わる持続可能な利用及び運営のあり方を重視するとともに、公園利活用検討委員会における意見を踏まえ、令和9年度以降の実行可能性のある方策として取りまとめるものとする。

3 業務を委託する期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 対象範囲

市内都市公園 24公園及び白子三丁目(仮称)第1公園の合計 25公園とする。

※埼玉県管理の和光樹林公園及び指定管理者が管理する和光アーバンアクア公園を除く。

5 配置技術者

管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置するものとする。

(1)管理技術者

次のいずれかの資格を有する者を1名配置すること。

ア 技術士 総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画

建設部門：都市及び地方計画

イ RCCM 都市計画及び地方計画
造園

(2) 照査技術者

次のいずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。

ア 技術士 総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画
建設部門：都市及び地方計画

イ RCCM 都市計画及び地方計画
造園

(3) 担当技術者

担当技術者を1名以上配置すること。また、本業務を遂行するために必要な人員数を確保すること。

(4) 兼務の制限

管理技術者、照査技術者はそれぞれ兼務できない。担当技術者との兼務は妨げない。

6 委託する業務の内容

本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を相互に関連付けて実施するものとする。

(1) 計画準備

本業務の着手に当たり、業務実施方針、業務工程、実施体制、調査方法、打合せ計画その他必要な事項を定めた業務計画書を作成し、市の承認を得るものとする。

(2) 公園利活用方策の検討に必要な調査及び分析

対象公園の現状及び地域特性を把握し、公園利活用方策の検討に必要な基礎資料を作成するため、次に掲げる調査、整理及び分析を行うものとする。委員会に向けた資料等の準備については、以下の調査項目を段階的に反映していくものとする。

ア 対象公園の現状及び地域特性の調査・分析

市が提供する資料、受託者が収集する資料及び必要に応じて行う現地確認等により、対象公園の現状及び地域特性を調査し、整理及び分析を行うものとする。

都市公園 25 公園については、公園ごとの地域における役割、利活用の可能性、制約条件及び管理上の課題等を比較できるよう整理するものとする。

白子三丁目(仮称)第1公園については、これまでの整備及び検討の経緯並びに周辺地域の特性等を踏まえ、具体的な利活用方策の検討につながるよう整理するものとする。

イ 市民意向調査

市民の公園利用の状況、利活用に関するニーズ、活動又は地域交流への参加意向、利用上の課題及び不安等を把握するため、次の方法によりアンケートを実施するものとする。

(A)複数の対象公園における掲示及び市広報紙への掲載による、インターネットを利用したアンケート(以下「電子アンケート」という。)

(B)令和8年11月8日に開催予定の和光市民まつりにおける来場者アンケート

アンケートの設問その他実施に必要な資料を作成するとともに、回答結果を集計し、回答経路ごとの特性を踏まえて分析するものとする。

実施場所、実施期間については、市と協議の上、決定するものとする。

ウ 関係団体等へのヒアリング

公園利活用に関係する団体、関係機関等へのヒアリングを行い、公園に期待する役割、活動上の課題及び公園において活動を行うために必要な条件等を把握するものとする。

ヒアリングの対象、方法及び実施時期については、市と協議の上、決定するものとする。

エ 他自治体等の取組事例調査

本市における公園利活用方策の検討に参考となる他自治体、民間事業者、地域団体等の取組事例を調査するものとする。

(3)公園利活用方策案の作成

前号の調査及び分析の結果を踏まえ、次に掲げる事項を含む公園利活用方策案を作成し、公園利活用検討委員会における方策案として整理する。

ア 白子三丁目(仮称)第1公園の利活用方策

白子三丁目(仮称)第1公園について、日常的な利用、地域交流、多世代交流、市民活動等につながる方策を整理するものとする。整理した方策のうち少なくとも1案は、令和9年度以降の実施判断に活用できるよう具体的に整理するものとする。

イ 都市公園 25 公園ごとの役割、利活用の可能性、制約条件及び管理上の課題

都市公園 25 公園について、公園ごとの役割、利活用の可能性、想定される利用者、活用に当たっての条件及び管理上の課題等を、比較可能な一覧表等により整理するものとする。

また、方策案の検討に当たっては、和光市まちづくり条例第34条に規定する一定規模以上の住居系開発行為において整備され、市に帰属された公園との役割の差別化を図ること。

ウ 都市公園における利活用方策

都市公園の特性及び地域との関係を踏まえ、日常的な利用の促進、市民活動及び地域活動への活用など、持続可能な利用及び運営につながる方策を整理するものとする。

エ 令和9年度以降に実施する実証的取組の候補及び実施に当たっての留意事項

本業務の成果を令和9年度以降の取組につなげるため、実施候補となる取組及び対象公園について整理するものとする。

(4)公園利活用検討委員会の運営支援

公園利活用検討委員会の開催に当たり、市の事務局運営を支援するものとする。検討委員会は、令和8年度中に3回の開催を予定する。

会議資料及び議事録の作成その他事務局の運営に必要な支援を行うものとする。また、委員意見を整理するとともに、会議結果を踏まえ、調査結果及び方策案を修正するものとする。

(5)公園利活用方策の取りまとめ

前各号の調査及び分析の結果、公園利活用方策案、公園利活用検討委員会における検討結果並びに市との協議を踏まえ、次に掲げる成果を取りまとめるものとする。

取りまとめ内容は、(3)公園利活用方策案の作成、を参照すること。

(6)報告書の作成

受託者は、6委託する業務の内容(1)から(5)までの内容を取りまとめ、業務報告書を作成するものとする。

また、公園利活用検討委員会の検討等により当該業務委託以外の項目が生じた場合は、その項目についても含めることとする。なお、取りまとめる内容については市と協議の上決定すること。

(7)打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針、疑義事項、委員会資料、成果品の内容等について確認を行うものとする。

受託者は、打合せの都度、議事録を作成し、市に提出するものとする。また、業務を円滑に遂行するため、逐次、市と連絡調整を行うこと。

(8)成果品

ア 業務報告書 2 部

6委託する業務の内容に定める業務の実施内容、調査及び分析の結果、公園利活用方策並びに令和 9 年度以降の実施に向けた整理を取りまとめたものとする。

イ 業務報告書の基礎資料 1 式

対象公園の整理表、市民意向調査結果、関係団体等へのヒアリング記録、公園利活用検討委員会の会議資料及び議事録、公園利活用方策案資料、打合せ議事録その他業務報告書の作成に用いた資料を取りまとめたものとする。

ウ 前各号の電子データ 1 式

電子データは、PDF 形式のほか、市が編集可能な形式(原則として Word、Excel、PowerPoint 等)により提出するものとする

7 委託料に含む経費

本業務に関する協議、打合せ、調査、資料作成、検討委員会出席、学識経験者に係る一切の費用、成果品作成等に要する費用は、契約金額に含むものとする。

なお、学識経験者の選定については、契約後に市と協議し決定するものとする。

8 著作権等

本業務により作成された成果品の著作権は、市に帰属するものとする。

受託者は、成果品について、市の承諾なく第三者に提供し、又は公表してはならない。

9 個人情報の保護及び適正管理

個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

10 特記事項

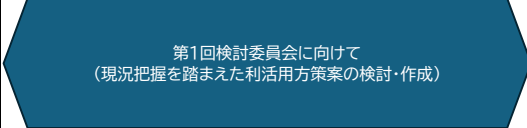
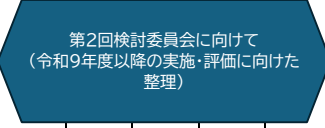
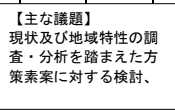
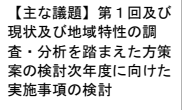
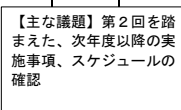
- (1) 受託者は、契約書及び本仕様書に基づき、常に市と綿密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて使用してはならない。
- (3) 業務が完了し、成果品の引渡し後、内容に不備又は不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、その都度、市と受託者双方の協議の上、定める。

公園利活用のための検討業務委託 業務スケジュール(案)

別紙1

※当該スケジュールは現時点の想定であり、業務の進捗、市との協議、検討委員会の日程調整等により変更が生じる場合がある。

実施  集計・取りまとめ 

項目	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月									
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬							
1. 計画準備・業務計画書作成																															
2. 市内公園の現状整理及び課題整理																															
3. 住民意向調査																															
4. 公園利活用方策の検討				 第1回検討委員会に向けて (現況把握を踏まえた利活用方策案の検討・作成)											 第2回検討委員会に向けて (令和9年度以降の実施・評価に向けた整理)											 第3回検討委員会 に向けて (最終案の作成)					
5. 公園利活用検討委員会														 						 			 								
6. 報告書作成																															
7. 成果品提出																															